

国土計画制度検討に係る都道府県等との意見交換結果概要

1. 実施時期

平成 15 年 7 月 31 日（木）～8 月 11 日（月）

2. 意見交換の方法

下記の区分ごとに都道府県及び政令指定都市を集めて意見交換を行った。

ブロック名	開催地	参加地方公共団体
北海道	札幌市	北海道、札幌市
東北	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、仙台市
関東	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市
北陸・中部	名古屋市	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市
近畿	大阪市	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市
中国・四国	岡山市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、広島市
九州	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、北九州市、福岡市
沖縄	那覇市	沖縄県

3. 主な意見

(1) 全国計画について

意見聴取対象の市町村への拡大について

- ・市町村まで意見聴取の対象を拡大することについては多くの地方公共団体が賛成している。
- ・意見聴取の方法については、国が直接、市町村の意見を聴取してほしいとの意見の方が多かったものの、都道府県が市町村の意見を把握しておく必要があることから、都道府県で集約することが望ましいとする意見もあった。（都道府県が市町村の意見の調整をするのではなく、都道府県を経由することとすべきとの意見や、都道府県が集約するのではなく、国が直接意見を収集した上で、その内容を都道府県に知らせてほしいとの意見もあった。）

その他

- ・計画の実効性を高めるためには税源移譲や権限移譲といった制度改革を併せて考えるべきではないかという意見や、政令指定都市の位置付け（都道府県並び）を明確にすべきではないかとの意見も出された。
- ・インフラの配置というこれまでの全総計画の役割も重要であり、これからも確実に実施していくべきとの意見も出された。

（２）広域ブロック計画について

原案作成に当たっての都府県から市町村、住民への意見聴取について

- ・意見聴取は必要だが、市町村からの意見に対して都府県に回答義務を課すことは形式的になる懸念があることなどから、反対とする意見の方が多かった。
- ・一律に定めるべきではなく、圏域ごとに任せるべきとの意見もあった。

原案作成のための協議会等について

- ・協議会等を「できる」規定で設置することは賛成とする意見が多かった。
- ・既存の組織を活用することが考えられ、その制度的な位置づけが与えられることが望ましいとの意見があった。
- ・協議会等の性格については、調査審議機関とした方がいいとする意見の方が多かった。
- ・協議会等を設置する場合の構成メンバーについては、議長を含むことは反対という意見が出された。また、学識経験者を加えることについては賛成との意見の方が多かった。また、市町村を含むことについては賛否両方の意見があった。さらに、政令市を加えるべきとの意見があった。経済団体、NPO等民間団体を入れるのは重要との意見も聞かれた。
- ・協議会の性格やメンバー、運営は一律に決めずに、都府県の協議にゆだねるなど柔軟に対応できるようにしてほしいとの意見もあった。

その他

- ・都府県知事を構成メンバーとすることについては、選挙の際それぞれ公約やマニフェストを掲げており、それを踏まえると原案を都府県同士で調整するのは困難という意見があった。
- ・国の地方支分部局との連携については、原案作成における地方支分部局の関与を求める意見も出された。現時点では地方支分部局は都府県からみると中途半端であり、間に入るとかえって手続きが煩雑になるだけという意見もあった。
- ・各都府県が原案を作成することの意義が不明確との意見や、原案は国で作成すべきとの意見も出された。

- ・ 協調、連携が必要な事項については隣接県間で調整しており、ブロック全体でさらに調整が必要となる事項がどれだけあるのかは疑問との意見も出された。
- ・ 市町村合併後の県の在り方に関する議論を踏まえてから検討すべきとの意見があった。

(3) 都道府県計画について

新たな都道府県計画の位置付けについて

- ・ ビジョン等と土地利用基本計画を統合することについては、賛成よりも反対の方が多かった。
- ・ 土地利用基本計画そのものや5地域区分については廃止も含めて見直しを検討してほしいとの意見もあった。

すべての都道府県において定めることとすることについて

- ・ 義務付けには反対という意見が多かった。
- ・ 既存の県の総合計画や都市計画マスタープランとの整合性について問題となるという意見が多く出された。

計画策定に当たっての市町村からの意見聴取について

- ・ 意見聴取は重要であるものの、市町村への回答義務化については反対との意見があった。
- ・ 自治体の自主的な判断にゆだねるべきではないかという意見もあった。

計画の最終決定手続について

- ・ 議会の議決は必要ないという意見が多数出された。
- ・ 土地利用基本計画の部分まで毎年議会の議決が必要というのは事務的にも大変な労力を要するとの意見もあった。
- ・ 総合計画は議会の議決を経ていないが、新しく策定することとなる都道府県計画について議会の議決を必要とすると、序列関係や総合計画の計画期間との調整などが難しいとの意見もあった。

(4) 市町村計画について

新たな市町村計画の位置付けについて

- ・ 基本構想や市町村マスタープランの中でビジョンを掲げているにもかかわらず、改めて市町村計画として作成する意義について更に検討すべきではないかという意見が多く聞かれた。

計画策定を任意とすることについて

- ・ 策定は任意としてほしいという意見が多数出された。

計画策定インセンティブの向上のための措置について

- ・市町村計画を作成することが、メリットとなるように制度面での後押しが必要ではないかという意見があった。また、都道府県計画に対して意見の申出ができるということが計画策定のインセンティブになるかは不明という意見もあった。
- ・細かな規定を設けず、地方の判断に任せてほしいとする意見もあった。